

持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場指定 に関する指定手続き等の流れ

1. 申請に関する相談

各県畜産会等は、農場から申請希望に関する相談を受けた場合、指定制度の概要、申請の方法等に関する説明等のサポートを行う。

2. 確認表のチェック

申請農場は、指定要領の別紙の確認表（リスト）について、解説書を参考に、県畜産協会のサポート（県協会の立会い等を含む）を受けながら、確認項目が達成されているかチェックを行い、確認表を完成する。

3. 申請書の提出

申請農場は、申請に当たって提出が必要な書類リストが揃っているか確認した上で、中央畜産会へ電子ファイル（PDF）で申請書及び関連書類を提出する。（電子ファイルの申請が難しい場合は紙媒体でも可とする）

4. 申請内容の確認、指定の適否に関する連絡

中央畜産会で、申請書類等に不備や記載事項が適切か等について確認し、指定の適否を判定し、その結果をメール等で申請者に報告する。

5. 指定見込みの通知、指定料の請求等

中央畜産会から申請農場に対し必要な指定料の請求を行う。（2025 日本国際博覧会の食材調達コードを満たす畜産物供給対策事業）の補助対象となる場合はその精算を行う。）

6. 指定書の交付、指定農場名の公表

中央畜産会は、申請農場からの指定料の入金がなされた時点で、指定の手続きが完了したとして、指定書を送付するとともに、中央畜産会のホームページに指定農場名等を公表する。